

会 議 録

1 会議名

令和6年度第1回柿崎区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

(1) 協議事項(公開)

- ・会長及び副会長の選任について
- ・地域協議会の運営等に関する事項について
 - ① 会議の招集請求に必要な委員数
 - ② 会議録の確認者
 - ③ 議長(会長)はあらかじめ投票権を持つか否か
 - ④ 委員が会議の議題を提出する場合の方法
 - ⑤ 会議の座席順
 - ⑥ 会議の開催日時
 - ⑦ 会議の会場
 - ⑧ 会議の傍聴者受入れ可能数
 - ⑨ 自主的審議事項の提案方法
 - ⑩ 地域協議会だよりの編集方法
 - ⑪ 書面による審議
 - ⑫ その他(部会の設置、欠席の届出)

(2) 報告事項(公開)

- ・令和6年度柿崎区における主な事業について
- ・旧運転免許センター上越支所敷地のサウンディング調査の結果について
- ・リージョンプラザ上越の指定管理者による虚偽報告への対応について

(3) その他(公開)

3 開催日時

令和6年5月21日(火) 午後6時00分から午後7時50分まで

4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く） 氏名（敬称略）

- ・ 委員：吉井一寛（会長）、中村誠（副会長）、石田一久、金子豊彦、小出祥世、小関信夫、小山慶、坂木朋子、佐藤達弥、佐藤昌貴、佐藤まゆみ、滝澤正芳、蓑輪和彦
- ・ 資産活用課：竹下課長、敷波係長
- ・ スポーツ推進課：石田課長、板垣係長
- ・ 事務局：柿崎区総合事務所 新部所長、松崎次長、石澤次長、五十嵐産業グループ長、宮崎建設グループ長、石川市民生活・福祉グループ長、小林教育・文化グループ長、長井地域振興班長、大場副主幹

8 発言の内容（要旨）

【松崎次長】

- ・ 地域協議会の開会を宣言。
- ・ 山川昌恵委員の欠席を報告。
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・ 会長及び副会長が決定していないため、会長が選任されるまで次長が進行する旨を説明

【新部所長】

- ・ 挨拶

【松崎次長】

- ・ 新しい委員による初めての会議となるので、自己紹介をお願いしたい。
（委員が順に自己紹介。続いて総合事務所職員が順に自己紹介）
- ・ 次に、次第3協議事項だが議事運営の一部を変更する。本日、資産活用課、ス

ポーツ推進課から地域協議会へ報告事項があるので、次第 4 の報告事項 (2)及び(3)を先に説明する。最初に、報告事項 (2)旧運転免許センター上越支所敷地のサウンディング調査の結果について、資産活用課から説明する。

【竹下課長】

- ・サウンディング型市場調査とは、処分方法検討の段階で公共施設等の活用について、公募による民間事業者との対話を通じて、市場の動向、需要を調査するものである。
- ・本日は旧運転免許センター上越支所敷地の今後の活用に向けた検討を進めるため、市場調査を実施したので、その結果を資料 5 に基づき報告する。
- ・旧運転免許センター上越支所敷地は面積およそ 3 万 2 千㎡、用途地域は準工業地域。昭和 39 年に、旧柿崎町が運転免許センターを供用するために県に寄付したが、令和 2 年 11 月、運転免許センター機能が直江津に移転したことに伴い、令和 4 年 3 月に敷地が県から市に返還された。
- ・市は、令和 4 年度に土地の利用制限を緩和するために、用途地域を第 1 種住居地域から準工業地域に変更し、また昨年度には用地調査、測量を実施するとともに、不動産鑑定などを行い利活用に向けた準備を進めてきた。
- ・市場調査の主なスケジュールは、昨年 12 月 15 日に実施要領を公表し、希望があった 3 事業者と令和 6 年 2 月 26 日から 3 月 1 日の間に対話・協議した。事業主体として提案のあった 2 事業者の提案内容を資料に記載してある。希望する取引形態は、2 事業者とも売買を希望している。土地の活用方法としては、1 社はスーパーマーケットを核としたショッピングセンターの開発、もう 1 社は将来の新規事業用地としての提案を受けた。
- ・「地域振興にどのような貢献を考えているか」の質問に対して、「地元メーカーの商圏拡大」「地域の雇用機会の創出」といった回答を得ている。また、「市に配慮してほしい点」では、国道からの乗り入れが 1 か所しかないので、「国道や他の道路からの乗り入れなどを市でしっかりと整備してほしい」と要望をいただいた。
- ・今後の取組だが、市は今回の市場調査の結果を踏まえて、対象地の利活用策をしっかりと検討していきたいと思っている。利活用策案がまとまり次第、地域の皆様、また地域協議会委員の皆様に説明し、令和 6 年度中に具体的な取組を進

めていければと考えている。

【松崎次長】

- ・委員の皆さんから質問等はないか。
(なし)
- ・それでは、質問等がないため資産活用課の報告を終了する。
- ・続いて、報告事項 (3)リージョンプラザ上越の指定管理者による虚偽報告への対応について、スポーツ推進課から説明する。

【石田課長】

- ・本件は、リージョンプラザ上越の指定管理者である新東産業株式会社による事案である。新東産業株式会社は柿崎総合体育館等の指定管理者でもあり、今後の影響等を考慮し、その内容を資料6に基づき報告する。
- ・市は、令和6年2月27日にリージョンプラザ上越の指定管理者による実績報告書の疑義に関する通報を受けた。通報の真偽を確認するため、3月から内部調査を実施し、その中で指定管理業務の実績報告書に虚偽の記載を確認したことから、経理上及び法的な観点からの実態の解明に向けて、5月7日に市顧問公認会計士、弁護士による調査を開始し、5月8日に資料のとおり公表した。
- ・同社はリージョンプラザ上越の指定管理者として、毎年度末に実績報告書の提出を義務づけられている。この実績報告書は、指定管理施設の単年度の収支決算になる。この実績報告書において、委託料や賃借料などの項目で実態と異なる金額が複数計上されていたことが判明した。具体例は、資料に記載のとおりである。
- ・市は、こうした同社による虚偽報告が複数年度にわたって繰り返されていた事実を踏まえ、指定管理料の精算や指定管理料基準額の算定に影響を及ぼし、市に対して損害を与えている可能性が高いと判断したことから、本件に関する実態の解明が必要であると判断し、公認会計士及び弁護士の専門家による調査を開始したところである。調査期間は5月7日から7月31日まで、対象施設は新東産業株式会社が指定管理を受託しているリージョンプラザ上越、上越科学館、上越市柿崎総合体育館ほか4施設である。
- ・5月、6月に公認会計士による経理上の調査を実施し、7月には弁護士がその調査結果を踏まえた法的な評価を行う予定としており、8月には一定の調査結果

をまとめたいと考えている。なお、調査の対象期間は現段階においては直近の平成 30 年度から令和 5 年度までとしているが、同社はリージョンプラザ上越の指定管理を平成 16 年度から、柿崎総合体育館を平成 25 年度からそれぞれ受託しているので、対象期間についても専門家からの助言を受けながら今後整理していきたいと考えている。

- ・また、調査とあわせて再発防止策や施設の管理手法に関しても検討しており、本件に関する進捗状況等については地域協議会に適宜報告する。

【松崎次長】

- ・委員の皆さんから質問等はないか。

【小関委員】

- ・問題が起きて、市は今後どう対応していくのか。また、対象施設の中で「総合体育館ほか 4 施設」と資料に記載があるが、4 施設とはどこか。

【石田課長】

- ・今後の対応については、公認会計士、弁護士が詳細な調査を行っており、その結果を踏まえて何らかの行政処分を行うものと考えている。また、並行して、今後の管理のあり方についても検討していく。
- ・総合体育館ほか 4 施設とは、総合体育館の周辺にある人工芝グラウンド、グラウンド、野球場、屋内水泳プールになる。

【小関委員】

- ・このまま指定管理を続けていくのか。

【石田課長】

- ・利用者に影響がないようにしていきたいので、実態を解明するまでの間は現指定管理者で業務を継続し、あわせて今後の対応を整理していく。

【小関委員】

- ・整理するまでに、どのくらいの時間がかかるのか。このまま指定管理を続けることはいかがかと思っている。報道で知ったが、その後、市民に説明がない。

【石田課長】

- ・市は、実態の解明がまず先決だと考えている。公認会計士が 5 月、6 月に経理上の調査を行い、その結果を踏まえて弁護士が 7 月に法的な評価を行う。市では、8 月を目途に一定の判断をしたいと考えている。

【小出委員】

- ・市民は、不安に感じていると思う。率直に感じたことを述べるが、なぜ、市が今まで分からなかったのかと思った。虚偽報告が数年に及び、その旨の通報を受けて知り、「誰が見つけてくれたのか」「市では分からなかったのか」と疑問に感じた。
- ・もちろん、指定管理者に一番問題があるとは思いますが、市でもそういったことが起きていないかを確認する義務があったと思うので、今公表できる情報があれば聞きたい。今後の対応の中で、こういうことが起きてしまった市の責任も、きちんと解明してほしいと思っている。

【石田課長】

- ・通報に関しては、2月27日に市総務課の代表メールに通報があった。それ以上のことは、通報者の特定につながる恐れがあるので申し上げられない。
- ・また、「市がどうして見抜けなかったのか」という点に関しては、指定管理者から毎年度実績報告書の提出を受けているが、チェックが形式的になっていたところがある。「どこに問題があったのか」「原因がどういうところにあったのか」という点は、今後の調査の中で、公認会計士と弁護士から意見を聞き、対応を整理していきたいと考えている。

【吉井委員】

- ・指定管理者が収支決算書を作成するにあたっては必ず税理士や会計士が関与し、市へ報告がされるのではないか。

【石田課長】

- ・新東産業株式会社の場合であれば、リージョンプラザ上越と柿崎総合体育館を指定管理しており、その他にも業務を行っている。実績報告書はそれぞれの協定に基づき、リージョンプラザ上越と柿崎総合体育館に分けて提出することになっているので、税理士が実績報告書等をすべてチェックしていない場合もあると思う。

【吉井委員】

- ・市は、税理士等の専門家を介さずに提出された収支決算書を公のものとして今まで扱ってきたのか。また、他の事業に関しても同じように行っているということか。

【石田課長】

- ・現状はそうなっている。

【吉井委員】

- ・そうであれば見抜けない。報告されたものを信用して、そのまま決算として扱い、我々の血税が充てられていたということが実態なのか。

【石田課長】

- ・実績報告書の提出は年に1回だが、モニタリング調査として施設を管理している指定管理者を訪問したり、利用実績の確認として毎月報告を受けるなど、そういうことは当然行っている。しかし、契約書や領収書等の書類を提出してもらわないと、今回の虚偽報告を見抜くことは難しかったと考えている。
- ・市の責任に関しては法的な評価をしてもらうために弁護士等に依頼をしている。

【松崎次長】

- ・他に質問等はないか。

(なし)

- ・それでは、質問等がないためスポーツ推進課の報告を終了する。

(資産活用課職員、スポーツ推進課職員退席)

- ・次第3の協議事項に入る。会長及び副会長の選任について、上越市地域自治区の設置に関する条例第6条により、会長及び副会長は会議において委員から選任すること、また任期については、地方自治法第202条の6により4年となっている。最初に、会長の選任をお願いしたい。

【小出委員】

- ・前期に引き続き、吉井委員を推薦する。

【松崎次長】

- ・他に意見はあるか。

(意見なし)

- ・吉井委員以外に推薦がなかったので、吉井委員を会長として選任することについて、挙手により採択する。賛同される委員は挙手をお願いする。

(吉井委員以外の全委員が挙手)

- ・過半数の賛同があったので、吉井委員を会長に選任する。続いて、副会長の選任をお願いする。

【吉井会長】

- ・中村委員を推薦する。

【松崎次長】

- ・他に意見はないか。

(意見なし)

- ・中村委員を副会長に選任することに賛同する委員は挙手をお願いします。

(中村委員以外の全委員が挙手)

- ・過半数の賛同があったので、中村委員を副会長に選任する。会長、副会長は正面の席へ移動をお願いします。

(5分間休憩)

【松崎次長】

- ・会議を再開する。それでは、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長から進行を務めていただく。その前に、会長、副会長、一言ずつ就任の挨拶をお願いします。

【吉井会長】

- ・前期4年間、会長を務め皆さんと課題を討議し、その課題を解決してきたと思っている。委員の皆さんは、地域協議会委員になるにあたって、課題を持っていると思う。来月以降、皆さんからそういう課題を一つ一つ挙げていただいて解決していければと思っている。4年間よろしくお願ひしたい。

【中村副会長】

- ・大変重い役割を仰せつかり不安ではあるが、会長からいろいろと教えていただき、皆さんと一緒に進めていきたいと思っている。今後ともよろしくお願ひしたい。

【吉井会長】

- ・それでは、地域協議会の運営等に関する事項について協議する。事務局から説明願ひたい。

【長井班長】

- ・これから協議していただく12項目は、今後、地域協議会を運営していく上で必要な事項となる。会議の招集請求に必要な委員数については、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項第2号に規定されているもので、通常は

会長が会議を招集するが、委員の発議による会議開催を可能とするための規定となる。従来の取り決めでは、4分の1以上の4人以上と定めていた。協議願いたい。

【吉井会長】

- ・前期は4分の1以上の4人以上ということだった。他に意見のある委員は挙手願いたい。

(意見なし)

- ・それでは、会議の招集請求に必要な委員数は、従来どおり4分の1以上の4名以上とする。
- ・次の会議録の確認者は会議終了後、事務局で会議録を作成するが、その会議録を確認し署名する委員の選出方法である。従来は五十音順に、毎回委員1名が確認し署名していた。従来どおりでよろしいか。

(「はい」の声)

- ・それでは、地域協議会后に作成する会議録の作成は、毎回五十音順に委員1名が確認、署名するものとする。よって本日の会議録の確認、署名は石田委員となるので、よろしく願います。
- ・次に、議長(会長)はあらかじめ投票権を持つかどうかについて協議する。事務局から説明願いたい。

【長井班長】

- ・条例上は、議事を決するとき議長(会長)があらかじめ投票権を持つか否かの規定はなく、必要に応じてそれぞれの地域協議会で定めることとしている。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項では、「会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」としている。
- ・議長(会長)があらかじめ投票権を持つ場合、可否同数となったときに2票目を投じる権限を有することとなる。逆に、議長(会長)があらかじめ投票権を持たない場合、会長は可否同数となった場合を除いて、自らの意思表示をする機会を有しないことになる。このようなメリット、デメリットがあることから、議長(会長)があらかじめ投票権を持つか否かについては、一律に規定せず、それぞれの地域協議会の考えに委ねる運用を行っている。

- ・従来、議長（会長）の投票権の有無についての取り決めは行わず、議長は議事の採決に加わらなかったが、今ほど説明した内容を承知の上で、議長（会長）の投票権の有無を定めていただきたいと考えている。協議願いたい。

【吉井会長】

- ・前期では、私は投票権を持たなかった。今期も投票権を持たないこととしたいが、よろしいか。

（「はい」の声）

- ・それでは、議長（会長）は投票権を持たないこととする。
- ・続いて、委員が会議の議題を提出する場合の方法と自主的審議事項の提案方法については関連があるので、一括して協議する。事務局から説明願いたい。

【長井班長】

- ・委員の皆様が地域協議会の会議に議題を提出する場合の方法については、これまで取り決めをしていなかった。本日、議題の提出方法を決め、今後はその提出方法に基づいて、会議に議題を提出していただきたい。
- ・自主的審議事項の提案方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条に規定されており、地域協議会が必要と認めて自主的に審議する事項の提案方法を定めるものである。従来の取り決めでは、書面により会議開催予定日の5日前までに会長へ届け出て、それを会長が会議に諮り、自主的審議事項とすることと決めていた。決定については、出席委員の過半数の同意で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによるというルールを定めている。
- ・事務局では、委員が会議の議題を提出する方法と自主的審議事項の提案方法ともに、会長に届け出る期限を統一したいと考えている。自主的審議事項の提案は、これまで書面により会議開催予定日の5日前までに会長に届け出るとなっているが、5日前だと正副会長との事前打ち合わせに間に合わず、委員の皆様への資料の送付も会議当日になってしまうことから、書面により会議開催予定日の14日前までに会長に届け出ることにしたらどうかと考えている。提案された自主的審議事項の決定方法と合わせ、協議願いたい。

【吉井会長】

- ・従来の5日前までの提出だと、本会議1週間前の正副会長の事前打ち合わせ、

あるいは事務局会議の中で検討されないまま本会議提案となってしまうことが心配される。事務局提案の本会議 14 日前までに提案することとしてよろしいか。

(「はい」の声)

- ・ それでは、委員が会議の議題を提出する方法と自主的審議事項の提案方法は、書面により会議開催予定日の 14 日前までに会長に届け出ることとする。また、自主的審議事項の決定方法は従来どおりとする。
- ・ 次に会議の座席順である。本日、五十音順に並んでいるが、席番はこれによろしいか。

(「はい」の声)

- ・ 続いて、会議の開催日時について協議する。これまでは、毎月第 3 火曜日の午後 6 時から開催していた。意見はあるか。

【蓑輪委員】

- ・ 開催時間のことで要望がある。お勤めをされている委員も見受けられる。年齢、男女等のさまざまな意見を取り上げていくためにも、参加しやすい組織が理想だと思っている。会議開催が午後 6 時だと、仕事を持っている委員の出席は厳しいと思うので、午後 6 時 30 分の開催を提案する。

【吉井会長】

- ・ 蓑輪委員から、30 分遅らせて午後 6 時 30 分開催の提案があった。現在、仕事をされている委員の皆さんの考えはどうか。

【佐藤達弥委員】

- ・ 6 時 30 分の方がありがたい。

【佐藤昌貴委員】

- ・ 6 時 30 分がよい。

【石田委員】

- ・ どちらでも構わない。

【小関委員】

- ・ 現役がいれば遅い方がよい。

【吉井会長】

- ・ それでは月 1 回、第 3 火曜日の午後 6 時 30 分から開催することに決定してよ

ろしいか。

(「はい」の声)

- ・次に、会議の会場について協議する。これまでは、柿崎コミュニティプラザ 3 階 305 から 307 会議室を会場に地域協議会を開催してきた。今期も基本的には、柿崎コミュニティプラザ 3 階 305 から 307 会議室で開催したい。よろしいか。

(「はい」の声)

- ・続いて、会議の傍聴者受入れ可能数であるが、これまで 20 名としていた。今期も 20 名でよろしいか。

(「はい」の声)

- ・次に、地域協議会だよりの編集方法について協議する。従来、地域協議会だよりの編集委員は、委員の中から 7 名を選出して、任期は 2 年間としていた。従来 of 選出方法でよろしいか。

(「はい」の声)

- ・それでは前半の 2 年間、編集委員をやりたい委員は挙手願いたい。

(石田委員、小出委員、小山委員、佐藤昌貴委員、佐藤まゆみ委員、滝澤委員、
菟輪委員が挙手)

- ・挙手された 7 名の委員に前半の 2 年間、編集委員をお願いします。

- ・次に、書面による決議について事務局から説明願いたい。

【長井班長】

- ・今後、災害や感染症等の発生によっては、地域協議会を開催できないことが想定される。しかし、地域協議会を開催できないことを理由に協議事項や諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞につながる。そのような事態を防ぐため、書面による審議という形での審議をお願いします。これまでの書面決議の審議の実施の条件、実施の判断、表決を資料 3 に示してあるので参考にして協議願いたい。

【吉井会長】

- ・協議する箇所はないと思われるので、従来どおりでよろしいか。

(「はい」の声)

- ・最後に、その他を事務局から説明願いたい。

【長井班長】

- ・部会の設置と欠席の届出の2点説明する。1点目は、部会の設置についてである。前期では、「地域の交通を考える会」「みんなの保育園を考える会」「柿崎空き家活かそうプロジェクト」の3つの部会を設置し、自主的審議事項を協議してきた。この3つの部会は審議を終了したが、現在も設置されたままとなっている。

【吉井会長】

- ・委員が改選されたのだから、部会を継続するにしても新たに立ち上げなければならない。

【長井班長】

- ・それでは、今ある部会は閉じてよろしいか。

【吉井会長】

- ・閉じてよい。
- ・自主的審議事項に関しては、来月から検討をスタートしたいと思っている。3つの部会と「明日へつなぐ事業検討委員会」をどうするかを皆さんと検討したい。特に、委員長だった蓑輪委員、小山委員、小出委員の意見を聞きたいので、次回の地域協議会までに考えをまとめておいていただきたい。
- ・委員の皆さんも考えている課題等があったら、書面により事務局へ提出願いたい。また、課題の把握にあたっては、住民の意見を聞くことが大切となってくるので、住民と話し合う場が必要だと思っている。その辺の考えもあれば事務局へ提出願いたい。

【長井班長】

- ・2点目は地域協議会の欠席の届出についてである。これまでは、会議の開催前に事務局へ連絡を入れてもらうことになっていた。協議願いたい。

【吉井会長】

- ・欠席する場合は、会議の前に事務局へ欠席の連絡を入れることでよろしいか。
（「はい」の声）
- ・以上で、地域協議会の運営等に関する事項についての協議を終了する。次に、令和6年度柿崎区における主な事業について、各グループ長から説明願いたい。

【松崎次長】

- ・資料4の1番から9番までの主な事業について説明。

【五十嵐グループ長】

- ・資料4の10番から15番までの主な事業について説明。

【宮崎グループ長】

- ・資料4の16番から22番までの主な事業について説明。

【石川グループ長】

- ・資料4の23番から28番までの主な事業について説明。

【小林グループ長】

- ・資料4の29番から33番までの主な事業について説明。

【吉井会長】

- ・質問等はないか。

【小関委員】

- ・24番の（仮称）柿崎区保育園整備事業の測量調査を実施する土地はどこか。

【石川グループ長】

- ・建設地が確定していないので明言できない。

【小山委員】

- ・候補地はあるが、建設地として確定していない。確定後、その土地を測量調査するために予算を確保してあるということによろしいか。

【石川グループ長】

- ・そのとおりである。今後、建設地が確定したら、すぐに測量等を実施できるように予算を獲得している。

【吉井会長】

- ・質問が他にないようなので、その他に入る。

【長井班長】

- (1) 第2回柿崎区地域協議会の日程について説明
- (2) 連絡事項として「地域協議会委員証の交付」「名刺の作成」「メールアドレスの提供」「オンライン会議と子ども一時預かりの実施」を説明
- (3) 配付物の説明

【吉井会長】

- ・その他で皆さんから何かないか。

(なし)

- ・それでは、地域協議会をこれで閉会とする。

【中村副会長】

- ・地域協議会の閉会を宣言。

(午後 7 時 50 分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL : 025-536-6701 (直通)

E-mail : kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。